

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141 内線3852)

意見	措 置 状 況
<p>1 岐阜市子どもの登下校安全確保事業補助金に係る交付申請方法について</p> <p>岐阜市子どもの登下校安全確保事業は、GPS位置情報を活用した子どもの見守りサービスの利用契約をした保護者に費用の一部を助成するもので、同事業補助金交付要綱第6条第1項は、「申請者はサービスの利用契約に際して、補助金の交付申請及び受領についてサービス提供事業者に委任する旨の委任状を市長に提出しなければならない。」と規定し、同条第2項ではサービス提供事業者は、申請者からの委任を受けて交付申請を行う旨規定している。</p> <p>そのため、サービス提供事業者は、サイトから申込みをする際、委任に同意する旨のチェック欄を設け、契約締結者を一覧にし、市へ交付申請を行っており、実際には申請者である保護者が委任状を市長に提出していない状態であっても、専用申込サイトにおいて申込みが完了すれば、費用の一部を負担することなくサービスが開始されている。</p> <p>以上のことから、社会・青少年教育課は、市長に提出された委任状の確認及びサービス提供事業者から提出される申請書に添付された申請者の一覧との突合による書類審査を行わなければならない、煩雑な事務になっている。</p> <p>書類審査に係る事務の負担が軽減できるよう委任状の提出方法等の見直しを検討されたい。</p>	<p>岐阜市会計規則第65条第2項第2号に「請求を委任されたものであるときは、その委任状を添付したものであること。」とあり、支払い業務において、紙委任状の添付が必要であることを確認した。</p> <p>そのため規則の所管課と協議したところ、会計規則の解釈を広げることとは適正ではないとの見解が示されたことから、申込チラシや申込サイトにおいて、申込方法のステップを分かりやすく表記することで、委任状の提出漏れがないよう工夫した。</p>